

農林水産委員會議録第十四号

昭和三十三年三月十三日(木曜日)

午前十時五十三分開議

出席委員

委員長 中村 寅太郎

理事吉川 久衛君 理事佐山茂太郎君

理事助川 良平君 理事原 捨思君

安藤 覺君 石坂 繁君

大石 武一君 大野 市郎君

木村 文男君 清瀬 一郎君

小枝 一雄君 鈴木 善幸君

田口長治郎君 中馬 辰猪君

綱島 正興君 永山 忠則君

丹羽 兵助君 阿部 五郎君

赤路 友藏君 伊瀬幸太郎君

石田 宥全君 石山 權作君

久保田 豊君 榎 兼次郎君

中村 英男君 細田 綱吉君

出席政府委員

農林政務次官 瀬戸山三男君

農林事務官(農林經濟局長) 渡部 伍良君

農林事務官(農林經濟局肥料課長) 山路 修君

農林事務官(蚕糸局糸政課長) 保坂 信男君

委員外の出席者 専門員 岩隈 博君

本日の會議に付した案件

繭糸價格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号)
臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)

○中村委員長 これより會議を開き

繭糸價格安定法の一部を改正する法律案を議題といたし、審査を進めます。直ちに討論に入ります。討論はあります。ませんか。——なければ、採決いたします。

○中村委員長 起立議員。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

〔総員起立〕

○中村委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中村委員長 臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案を議題といたし、審査を進めます。

○石田(宥)委員 臨時肥料需給安定法による従来の保管の問題でございますが、最近の肥料事情からいたしました、ここ二、三年の生産の状況、在庫の状況からいたしますれば、一応ここでこれが無用論が出るのは常識上ちよつとわかるのでありますけれども、

しかし最近の肥料が特に中共を中心とする輸出がようやく本格的になろうとするときに當って、これが改正を行うという事は當を得ないのではなからぬか、こう考えられるのであります。従来法律のもとにおきましても、保管の数量については、そのときの在庫の状況に応じてこれを勘案するということには当然行い得るのであります。特にここで法律の改正をしなければならぬという理由はないのではないかと、思うのであります。これについて經濟局長の所見を承わりたいと思ひます。

○渡部(伍)政府委員 現行法によりますと、第六条で、需給調整をはかるために、その指定する団体に肥料を買い取るべき旨を指示するものとすると第一項でなっておりますのであります。そして、第九条におきまして「毎會計年度予算の範囲内において、政令の定めるところにより、その欠損金の額に相当する金額を当該団体に補助し、当該會計の欠損を補てんするものとす

る」というふうになつておるのであります。買取指示をいたしますれば必ず欠損の補てんをしなければならぬ、そのためには必ず予算に計上しなければならぬ、こういうふうになつておるのであります。ところが最近の肥料の生産状況、消費の状況を見ますと、必ずしも政府が買取指示をいたさない、それに対して政府が予算を計上して欠損を補てんしないといつても、メーカーと配給団体との関係で相当数

必要とするというふうな事態が起る可能性があるのでないかと考えられるのであります。そういう事態が起つた場合に、政府としては輸出の制限の措置なりあるいは国内の生産面とも勘案して適當な措置をとることができるかどうか、そういう点についての見通しはどういうものですか。

○渡部(伍)政府委員 これは肥料需給安定法に基きまして毎肥料年度の始まる前に肥料の需給計画を立てまして肥料需給に諮らなければならぬことになつております。その際にまず前年度からの繰り越しがどれくらいあるか、それから翌年の生産がどれくらいあるか、内需についてはどれくらいあるか、こういうことを算定いたしました。さらに次の年度に繰り越しするべき在庫量を最低だけ必要とするか、こういうふうに見まして、その差引残りを輸出可能量として規定するわけでありまして、その輸出可能量の範囲内において、それぞれのメーカーに外國との輸出引き合いに應せしめる、こ

ういう建前をとつておるのであります。従いまして総括としましては、今申し上げますようにきめましますので、その中でどの國にどう、どの國にどうということはやはり價格その他を見合せて、それぞれ個別の仕向け地別の數量をきめます。さらにそれを月別に当該月の翌月繰り越し在庫が寡少にならないということにらみ合せまして、月別の輸出數量をきめることになつております。そうしてこれの輸出

量と各所に貯蔵いたしました、その負担はメーカーによつて負担せしめる、そうしますれば、國の予算上の負担なくしてでもできるような状態になつておるのであります。現に昨年の暮れから全購運におきましては、メーカーに実費を負担させまして約六万数千トンの確安を貯蔵しておるのであります。

○石田(宥)委員 お配りになつた資料の昭和二十九—三十一肥料年度肥料別仕向地別輸出実績並びに今後の輸出の見通しからいふと、中共方面に相当數量の輸出の契約が締結されておるといふことではあります。ほかの方面と違ひまして対中共貿易は、今回の第四次協定の妥結に伴ひまして相当量輸出の道が開けるのではないかと考えられるのであります。そういうふうな事態が起りました際に、急にこれの保管を

必要とするというふうな事態が起る可能性があるのでないかと考えられるのであります。そういう事態が起つた場合に、政府としては輸出の制限の措置なりあるいは国内の生産面とも勘案して適當な措置をとることができるかどうか、そういう点についての見通しはどういうものですか。

○渡部(伍)政府委員 これは肥料需給安定法に基きまして毎肥料年度の始まる前に肥料の需給計画を立てまして肥料需給に諮らなければならぬことになつております。その際にまず前年度からの繰り越しがどれくらいあるか、それから翌年の生産がどれくらいあるか、内需についてはどれくらいあるか、こういうことを算定いたしました。さらに次の年度に繰り越しするべき在庫量を最低だけ必要とするか、こういうふうに見まして、その差引残りを輸出可能量として規定するわけでありまして、その輸出可能量の範囲内において、それぞれのメーカーに外國との輸出引き合いに應せしめる、こ

ういう建前をとつておるのであります。従いまして総括としましては、今申し上げますようにきめましますので、その中でどの國にどう、どの國にどうということはやはり價格その他を見合せて、それぞれ個別の仕向け地別の數量をきめます。さらにそれを月別に当該月の翌月繰り越し在庫が寡少にならないということにらみ合せまして、月別の輸出數量をきめることになつております。そうしてこれの輸出

量と各所に貯蔵いたしました、その負担はメーカーによつて負担せしめる、そうしますれば、國の予算上の負担なくしてでもできるような状態になつておるのであります。現に昨年の暮れから全購運におきましては、メーカーに実費を負担させまして約六万数千トンの確安を貯蔵しておるのであります。

○石田(宥)委員 お配りになつた資料の昭和二十九—三十一肥料年度肥料別仕向地別輸出実績並びに今後の輸出の見通しからいふと、中共方面に相当數量の輸出の契約が締結されておるといふことではあります。ほかの方面と違ひまして対中共貿易は、今回の第四次協定の妥結に伴ひまして相当量輸出の道が開けるのではないかと考えられるのであります。そういうふうな事態が起りました際に、急にこれの保管を

必要とするというふうな事態が起る可能性があるのでないかと考えられるのであります。そういう事態が起つた場合に、政府としては輸出の制限の措置なりあるいは国内の生産面とも勘案して適當な措置をとることができるかどうか、そういう点についての見通しはどういうものですか。

○渡部(伍)政府委員 これは肥料需給安定法に基きまして毎肥料年度の始まる前に肥料の需給計画を立てまして肥料需給に諮らなければならぬことになつております。その際にまず前年度からの繰り越しがどれくらいあるか、それから翌年の生産がどれくらいあるか、内需についてはどれくらいあるか、こういうことを算定いたしました。さらに次の年度に繰り越しするべき在庫量を最低だけ必要とするか、こういうふうに見まして、その差引残りを輸出可能量として規定するわけでありまして、その輸出可能量の範囲内において、それぞれのメーカーに外國との輸出引き合いに應せしめる、こ

許可は一荷口ごとに許可をいたしておるのであります。

○石田(有)委員 輸出許可の問題でありますけれども、全体の情勢が變つて参りますと、政府の命令というようなものがあるけれども、政府の命令という点にやはり不安を持たざるを得ないのであります。今までダブついておりまして、今までダブついておりまして、今まではそれはそのメーカーの方も忠実に命令を守るかも知れないけれども、少し輸出が盛んになってき、あるいはまた一面においてこの系列化が行われて、業者間の統制が強化されてくるといふことになる、必ずしもそういうわけにはいかないのではないかとこのことを考へるのであります。なおこの法律は来年の七月で期限が満了することになっておるわけでありまして、その後における見通しでありますけれども、農林大臣が参議院の予算委員会において答弁をされたところによると、これは改正をして将来も存続したいという意見を述べられておるわけでありまして、やはり政府としては、期限が満了した場合においては、内容を改正して将来存続させたいという意向なのであるか、どうですか、その点を承わりたい。

○渡部(伍)政府委員 まず本法が時限法で来年の七月で切れるということでありまして、第一点で、やはり肥料工業が相当東南アジア向けに輸出市場を持つておるといふ前提からいいますと、日本の国民経済を進展させるために輸出に向けるためにも、この工業を拡大することがいいと考えます。それからいいますと、あくまでも内需優先でありまして、農民の農業生産の安定

に資するということが先決でありますから、そういうためにはやはり輸出の許可制度というものは必ずすわけにはいかないと思つておる。そうしますと、その部分についてはこの法律を延長しなければならぬと思つておる。それからさらに現在問題になっておる主要な内輸格と国際輸格との開きをどう調整するかという問題があります。これは長い目で見ますと、昨年の秋ごろはヨーロッパ側から非常なダンピングで安いものを出しておりましたが、暮れになりましてエジプトとかスペイン等は五十数ドルのもので日本から買わなければいけない、もうヨーロッパでは売り余力がなくなつておるといふような状態を現出しておるのであります。そのうちでありますから、将来輸出格と国内輸格の開きが適さやになつておるとは必ずしも断定できませんけれども、しかし科学の進歩は絶えずあるものでありますから、国内におきまして、新しい天然ガスでありますとか、重油のガス化というような方法でやれば、四十ドルを割つたコストでできる工場もどしどしできておるのでありますから、昔の石炭法なり電解法の工場ですら、いわゆる陳腐化した施設を持つておる工場で、そのまま外国との競争に耐えることはできないし、のみならずなせ日本の農業者がそういう工場を維持せねばいかぬかという問題も出てくるわけでありまして、従つてこれらを根本的に再編成するということがどうしても必要になってくるわけでありまして、これらの点につきましては、主管庁である通産省を中心にして、農林省などがそれぞれ今いかにすべきかということを検討しております。

てそれを結論を出しまして、そういうものを織り込みまして、この肥料関係の法律の内容を經濟の進展に合った形にして、やはり法律として残す必要があるのじゃないか、こういうふうな考へておられます。

○石田(有)委員 お配りになつた資料によりまして明らかであります。国内の販流輸格と輸出輸格との間に相当な傾斜がありまして、輸出輸格よりも国内の小売輸格の方が相当に高い。こういう面から一般の農民の肥料行政に対する不信の音が非常に高まつておるのであります。確安協会等の聲明あるいは要請によりまして、相当額の赤字輸出であるということをおつておるものでありますけれども、私も私どもはどうしてもそういうふうには考えられないのであります。従来肥料審議会等において肥料輸格を算定される場合に、一体どういう生産費の把握の仕方をやっておるか、その点承わつておきたいと思つておる。

○渡部(伍)政府委員 肥料輸格の算定は、法律の規定に基きまして、生産費を基準といたしまして、農産物輸格、肥料の国際輸格その他の經濟事情を参酌して定める、こういうことになっております。この生産費を各社別に見ますと、最優秀なものと施設の悪いものとは相當な開きがあるわけでありまして、その中で、その年に国内で消費される数量を先ほど申し上げました需給計画で定めますと、生産費の安い工場から順次国内需要を満たすまでの数量を算出しなければいかぬ。工場原価だけをとりまして、いわゆるバルク・ラインと称するのであります。これを加重平均しまして生産費の基準に

たしておられます。これにその他の事情を参酌して定めるのであります。従いまして、バルク・ラインの外の工場は、初めから原価はこちで定めておるのをオーバーしておるような状態になつておられます。そこで、先ほどの輸出輸格が適さやになつた場合に原価を割つておるか割つていないかという問題であります。これは今の低位から高位になつていくうちに、低位の生産費の会社では必ずしも原価を割るといふことにはなつておりません。しかし、国内輸格でもバルク・ライン外の工場はすでに原価を割つておるものもあるわけでありまして、そういう会社、あるいはバルク・ラインの中でも生産費の高い会社は輸出をすれば原価を割るわけでありまして、従いまして、会社の工場によつて生産方式その他が違ひますから、何も国内輸格あるいは輸出輸格だから原価を割る割らぬの問題ではありません。端的に言いますと、安ければそれだけ手取りが減るわけでありまして、期待権がそれだけ減るということになります。しかし明らかである一部の工場では原価を割りまして、配当もできない、欠損が出ておる。これが今後どう処置していくかという対象になるわけでありまして、

るし、また農家經濟にも裨益し得るものであるけれども、その点についての政府の方針が明確を欠いておる。それがために、かりにバルク・ラインをどこに定めるかによつて落ちるか落ちないかの線があるわけだけれども、そういう点徹底を欠いておるのではないかと。政府としては、やはりもう少し思い切つて強い線を出して、ある一定の線以上コストのかかるものはこれを整備することにならぬと、肥料行政はいつまでたつてもすつきりした姿にならないと思つておる。そういう基本的な考へをお持ちになつて行政をやつておられるかどうか。

○渡部(伍)政府委員 この需給安定法と同時に出した確安の合理化臨時措置法、これもやはり五カ年計画でやつておるのであります。この法律に基きまして合理化が非常に進んだ会社と進んでいない会社があるわけでありまして、合理化の進んだ会社はお話のように自力で陳腐施設を更改する、こういうふうなことで、それからまた確安工業とそれに関連する化学工業を經營することも、たとえばそういう大きい合理化の進んだ工場では、全体の売り上げのうち肥料の売り上げ分の占める割合が二〇%とか三〇%まで行つておるところもあるわけでありまして、そういうところはコストも従つて非常に安くなつておる。企業の立地条件とかあるいは原料とか資金関係等合理化ができていない工場では、依然として非常に高コストになつておるわけでありまして、従いまして、それらをいつまでもそのまま存置して、生産量が需要量に對して不足でありますれば、そういうものも拘えて一トンでも肥料を多く職

○石田(有)委員 各会社別に見れば、系列化しておつて、優秀な工場もあり、老朽施設を持つておる工場もあり、その社全体で見ればバランスがとれるかということでありまして、しかして、工場別でこれを厳密に見ていくと、老朽施設やコストのはなはだしく高いものについては政府でこれを整備して、国内のものも輸出するものもコストを引き下げると國際競争に耐え得

るし、また農家經濟にも裨益し得るものであるけれども、その点についての政府の方針が明確を欠いておる。それがために、かりにバルク・ラインをどこに定めるかによつて落ちるか落ちないかの線があるわけだけれども、そういう点徹底を欠いておるのではないかと。政府としては、やはりもう少し思い切つて強い線を出して、ある一定の線以上コストのかかるものはこれを整備することにならぬと、肥料行政はいつまでたつてもすつきりした姿にならないと思つておる。そういう基本的な考へをお持ちになつて行政をやつておられるかどうか。

争前のように作ってもらおう、こういう建前にならざるを得ないのであります。が、そうでなくして、確安について申しますれば、国内需要を満たして百数十万トンの輸出が可能になっておるのでありますから、そういう陳腐化した工場をいつまでも保持することはもうだめである、ここで企業整備を勇敢にやるべきではないか、こういう見地から、第二の先ほど申しました法律をどうするかという点に關連し、相当思い切った考え方で今検討をしておるのであります。今までは量産あるいは原料をよくすることがよっての合理化でありましたが、今度はさらに老朽施設をどう措置するか、こういう第二段の合理化に進まなければならぬという点で検討を加えておるのであります。

○石田(省)委員 老朽施設の問題ですが、やはり立法によって設備の整理をするという一つの方法だと思っております。しかし資本家の立場からすれば価格が問題なのであって、老朽施設を抱えておつたのでは価格が引き合われないのだということにならないかなかなか整備をやるはずがないのです。従来はそれをも十分及ぼせるような価格政策がとられておつた、こういうふううに聞いておるわけですか、ですから、そういう点から考えると、今輸出価格が赤字輸出だということを言われておるけれども、それはほんの一部の工場はあるいは赤字であるかもしれないが、その系列から会社別に見た場合、これは絶対に赤字輸出などとは言えない実績にあると考える。今肥料メーカーが言つておるところの、赤字輸出であるという一しかも数字などを発表しておるようであります、工場別に見

て、今の輸出価格が赤字が出ると思われような、また数字も出ておると思ふのですが、数字を当てはめて、この程度ならばこの工場は赤字輸出になるのであらうと言われような工場が幾つくらいあるのですか。

○渡部(伍)政府委員 これは赤字の觀念の仕方でありまして、コストに比べて赤字になる、あるいは国内の公定価格に比べて安いからその部分が赤字だ、この二つの觀念があるわけですか。今のお尋ねの赤字になる工場といひますと、大体十八工場あるわけですか。その中でバルク・ラインに入るのが十工場しかないわけですか。その中で現在の輸出価格——これは中共の価格とかあるいはエジプトの価格、そういうものを平均して考えますれば、有力工場ではコストと比較しては、コストを割らずに済むと思ひます。しかしこれはむずかしい問題でありまして、考え方はよすところ、輸出に引き合ひ会社だけ輸出に回したらいいじゃないか、そして高いところは国内に売つたらいいじゃないかということも一応考え方としてはあるのであります。それで幾家も困るし、メーカー自身も困るわけでありまして、そこで結局輸出はある会社だけが集中的にやるといふことになくして、ほかの会社も、コストを割つても出さなければいかぬ工場ができてくるわけですか。それはなぜかと申しますと、たとえば東北なら東北の工場、こういう工場は単作地帯でありますから、冬場は相当かかえなければならぬわけですか。かかえるコストと、輸出して、少々損でも早く荷をさばいた方がいいか、こういう問題で金繰りの関係が当然出てくるわけでありまして、ど

うしてもある社だけが輸出というわけにいかぬようでありまして、これは完全な統制をして、ある会社で全体をブールして、そして会社のコスト別に代金を支払つていく、コストに利潤を加えたやつで工場別の価格で統制会社から払つていく、こういうふうにならばうまくいくのであります。が、そういう状態ではなくして、今のよう個々の企業の資金繰りなり商品販売という建前になつておられますから、どうしてもそういうものが出てくるわけでありまして。

○石田(省)委員 輸出の平均価格を見ていっても、コスト価格でいけばそこからはずれるものはきわめてわずかなのだというお話ですが、そういう詳細な資料のないところで議論をするもおかしいのであります。コスト価格でいって輸出価格で見合つて、そのバルク・ラインからはずれる工場というものは、そうするときはわづかかになると思つておるわけですが、ほとんどないのじゃないですか。

し、経営を合理化して、価格に合はすような努力はいやでもやらされておるわけですか。しかし化学工業の特殊性として固定設備が相当要りますから、資金の關係とか技術者の關係で——会社の名前をあげてあるいは差しざわりがあるかもしれないが、日本水産、東北肥料の秋田の工場等と言ひますと、合理化をやらうと思つてもなかなかいかなないわけですか、こういうところはまづ先に参りまして、もうすでに配当をやめておられます。従つて、それをいつまでも現状のまま保持するの、どこかと合併してもう少し総合的な化学工業経営にするだけの資金を持つていくか、先ほど申したように、一時は減るかもしれないけれども、ほかのもつと立地のよいあるいは原料等の天然ガス等の利用できるところでやる、こういうことも考えなければいけません、そういうことを考えておるのであります。

○石田(省)委員 ここで念のため確安と石室の最高と最低のコストをちよつとお示しを願ひたい。

○渡部(伍)政府委員 確安の価格だけしか現在法律によつて定められておりませんから、確安だけ申し上げておきます。これは三十二年年度の価格をきめる際に調べましたコストでありまして、最高は二万七千三百円、こういうふうになつておられます。

○石田(省)委員 これだけの開きがあるというところになると、むしろ業界からすれば老朽施設のコストの高い工場をかかえることによって、全体のトータルにおいて非常な利益を得ることが

できる、こういう結果になりはしませんか。

○渡部(伍)政府委員 そこでこの前の価格をきめましたときのバルク・ラインの中の最高は幾らになるかと言ひますと、二万一千五百円です。そうしてそのバルク・ラインの中の平均が約二万五百円です。従ひまして、バルク・ラインで平均したのは二万五百円でありまして、バルク・ラインの中でも、バルク・ラインの最低の二万一千五百円というものはそれだけマイナスになつておるわけですか。ましていわんや二万七千三百円ということになれば、マイナスになつておるわけでございます。

これをこのまま放置すればジリ貧になるわけでありまして、これは今必死になつてやっております。それが独自の力でその合理化が成功するかもしれない、だんだんこれは独自の力ではない、こういう空気が出てきつたところでありまして、そこでどうしても政府も、これに対してどうすべきかということも、これに對してどうすべきかという

ことを処置しなければならぬ段階に追い込められておるのが実情だと思ひます。

○石田(省)委員 そういう実情で、さつき私が申し上げたように、価格の面において政府が保護するような政策をとつておるから、いつまでたつても合理化ができません。これくらい幅があるのに、相当な程度の価格を政府が保証してやる、そしてコストの高い工場を一部分かかえることによつて、莫大な利益を得ることのできるような価格政策を政府がやつておる。そうして、輸出は赤字輸出だから肥料を使わせる。これは農林省の立場

からは、われわれ常識上判断ができない。通産省がその業者を擁護するといふなら話はわかるけれども、農民の立場に立つ農林省が、肥料行政の面において、今御説明を伺ったような政策をとっておられることは、全くさか立ちしておる。農民の利益に反する行政をやっていると言われても、弁明の余地はないでしょう。これを一つはつきりしないと、いつまでたつてもこの問題ははらちがあかない。しかも一面においては、そういう複雑な情勢の中において、いわゆる系列化がどんどん進行しておる。かつて日本の資本主義の発展段階において、企業のカルテル化というものが肥料資本の中に起つた。そして肥料資本が一つの独占資本となつて、農民を収奪してきたことは周知の事実なんです。今またそれをやつておる。そして農林省がこれを保護するよ

うなこの態度というものは、許されな

いと思うのです。私も従来肥料価格というものは納得がいけない。思い切つて老朽施設を切り捨て、資本家の立場においてこれを整備せざるを得ないように仕向けなければ、いつまでも老朽施設の合理化は行われ

具にしても、農業にしても野放しにしておいて、資本家のもうけるがままに放任しておいて、そうしてまた米も押えようというところは、農林省としての立場からとるべき施策ではないのです。もう少しこの点は根本的に対策を立てられなければならぬと思うのであります。そういう点の抜本的な対策について、局長として一休心がまえはあるのかないのか、一つ承わつておきたいと思ひます。

○渡部(伍)政府委員 資料をお配りしておりますが、その三ページをごらん願ひたいと思ひます。最近の肥料事情についての表でありまして、その(四)の

確安、三十二年の計画で見ますと、確安の生産を二百四十七万五千トン、こう見まして、それに対して国内需要を百七十三万五千トン、こう見ているのであります。この数値を満すための工場を、順次低コストの工場から拾つていきまして、そこにバルク・ラインを引いているわけであり

して、これらの高いコストの工場を、全部価格の中に織り込んで、私の方では価格をきめておられるわけでありませぬから、石田先生のおっしゃる、農林省が老朽工場をかかえてそれを保護して

いる、こういうことではないので、この点は誤解を改めていただきたいのであります。むしろ、バルク・ラインを引くことによつて突っ放ししておく、それで国民経済が済むのか、こういう議論が出てくるわけなんです。しかし私も農林省の立場としては、輸出というこ

とより、あくまで内需優先で、内需を確保すればいいのだから、極端に言いますと、内需を満たせる工場さえあればいい、そういう議論までしていいわけでありまして、一方輸出産業とすれば、ほとんど一〇〇%近くは国内原料で、輸入品を使うものは機械の一部でありまして、輸出品としては非常にドル取得率の高いものでありますから、輸出産業として育成することは

す。その方法については、今後各方面の御注意をいただきたい。これはどうしても来年度の予算に因連しますし、それから、来年四月にはどうしてもこの法律が切れるから、放置するの、内容を入れかえても新しく法を出さなければならぬ、ことしの暮までに結論を出さなければいけない羽目になつておるのでありますから、私の方でも腹を据えて目下材料を整備し、各方面と意見を交換しつつあるのが現状であります。

○赤路委員 ちょっと因連して。今局長は、バルク・ラインの中でも赤字の工場があるのだという説明だったが、各工場別の原価計算等の資料を持っておられますか。

○渡部(伍)政府委員 これは、この前肥料審議会に配つた資料で説明しておるのであります。一応朗読してみましようか。

その差額を輸出数量にかけるとそれだけの金額になる、こういうことでありまして、それが今度各社に分配されるわけでありまして。各社の負担能力はまた違つておる。先ほどから御説明申し上げますように、コストの非常に低い会社では、その会社としてはもうけが少くなりまして、赤字にはならない、バルク・ラインの外の会社はそれだけ赤字がふえるようになるわけなんです。もうけが減るだけではない、マイナスに切り込む要因になる。これに

今、十何社がみな出しておりますから、それを確安会社でまとめて、それらを計算するとそういう数字になる、こういうことであります。

○石田(有)委員 公定価格に比較して赤字ということになると、ほんとうの会社の經理についての赤字とは考え方が違つておる。そうすると、各社ごといろいろな関係があるわけだ、各社の実情からいって、赤字が出るといふことは考えられないのじゃないですか。

○渡部(伍)政府委員 これは赤字が二つの意味になるわけなんです。一つは確安輸出会社の赤字です。それから今度は確安輸出会社が公定価格で買ひまして、それで輸出するとき、その差額が出てくる、その差額は今度は生産者に払えないわけですから、生産者側はこれを未収で立てて借入金でまかなつていくが、現実に入らないのですから、それだけ安く売つておられるわけ、それをすぐ期末に未収を回収不能として落せばそれだけ利益が減るわけなんです。その決算の際に、確安会社には高いので売つておられるのですから、将来も未収として立てなければいけない会社も出て

○渡部(伍)政府委員 その計算の基礎は、現在の公定価格に比べて、輸出価格をFOB価格で比較いたしましたして、

○渡部(伍)政府委員 その計算の基礎は、現在の公定価格に比べて、輸出価格をFOB価格で比較いたしましたして、

くるでしょう。その場合には、その分に相当するものは翌期の原価計算には確定輸出会社に対する未収、これは赤で、それだけの借入金増になっており、それから、おそらく借入金増の利子分はコストに入れないということによつて国内価格に輸出の赤をし寄せるといふことは一応断ち切れるわけでは、それから今のうちに、いい会社です、すぐそれを期末に、その会社の決算期に落すことができるわけでは、そうすると、その会社では配当可能な利益はそれだけ落ちるわけです。ところで、先ほどから申しますように、極端な、最下段の二万七千三百円というような会社では、バルタ・ラインの中で計算されたのは約二万五五百円であり、それから、七千円がらみの赤字になっていくわけでは、その上にさらに二万五五百円よりも輸出価格がもっと下回るのですから、それにプラス赤字がふえる、こういうことになるのであります。

○石田(省)委員 次に肥料の取締りの関係でちょっと伺いたいのですが、最近有機質肥料が相当出回って参りまして、また配合肥料等がかなり出回っているわけでは、地方に参りますと、公表した成分にかなり欠けるような悪質なものも多く出回っておるようであり、検査の実績と申しますか、状況を承わっておきたい。

○渡部(伍)政府委員 たいま資料を持ってきておりませんから、あとで資料で差し上げます。ただ最近では化学肥料が非常に多くなりまして、有機肥料の方は減ってきております。そのかわりにいわゆる微量要素等を含んだマンガンとか、あるいは植物成長ホルモ

ンとかいうようなものを含まれたものなどがいろいろ中には出ておるようです。それから化成肥料、これも化学肥料でありますから、化学肥料の方には成分の問題は比較的少い——ほとんどないといつていいわけでは、今御指摘の有機質肥料あるいは配合肥料等に特別にその点がありましたら、念入りに調べてきますから、お教え願いたいと思ひます。

○石田(省)委員 聞くところにより、問題があるということですが、そういうことはございせんか。そういふことは、たとえば東北肥料なら東北肥料で、たとえ東北肥料なら東北肥料で化成肥料を始めたときに最初の製品にふぞろいが出まして、それを何千トンといつて押えて、成分を均一にされたという例があります。しかし現在はそういう問題は化学肥料についてはなくなつておると思ひます。

○石田(省)委員 私の質問は大体この程度で終わりますが、さつき申し上げましたように、日本の農政の上において肥料行政というものは非常に大きな影響を及ぼすものでありますので、農林省はやはり農民の立場において農業生産というものを保護し、守る立場において、もっと根本的に検討していただきたい。ことに最近顯著になつて参りました系列化の問題、カルテルの問題は独禁法との関係もございせんか、やはり独占企業による農民の収奪というものは、単なる農林行政の面においてこれを押えるというようなことは非常に困難でありましようけれども、そういう点も留意されまして、肥料行政の誤まりなきを期せられるよう要望申し上げまして、私の質問を終わります。

○赤路委員 ちよつと資料要求です。農林省の方で肥料工場の合理化を過去においていろいろ推進してきたんじゃないかと思ひます。

○渡部(伍)政府委員 それは通産省です。

○赤路委員 それじゃ通産省からもらつて下さい。過去において合理化を推進してきたと思ひますが、その現在までの進捗状況はどういふふうになつておるか。

○中村委員長 石山権作君。

○石山委員 私たち地方へ帰りますと、米の値段と肥料の値段を比べてみると、どうも肥料の値段が高い、これは農民の方々に会うたびごとの言葉でございせんか。私は資本主義がいいとか社会主義がいいとかというそういう話でなく、現実の経済の運行の中において、合理化なら合理化、あるいはコストの引き下げなり流通過程の問題なりはいい方向へ行われる要素があるもので、こういうような観点のもとに質問をしたのでございせんか、たとえば肥料の原価計算ということになりますと、それからお米の原価計算というふうになりますと、お米の原価計算は私には非常にやさしいと見る。これは普通のものなんです。たとえば国民の中に四割なら四割という農家の経営者がおるのだから、これはだれが見てもおる程度でございせんか、これはお米の原価計算というものはおまかしのきかない立場で論ずることがございせんか。しかし工業になりますとこれはいろいろの特殊性がございせんか。特にその特殊性の中に、確安などは化けもの化学でございせんか。その化けもの化学の原価計算などというものは簡単

にうのみにはできない要素があると思ひます。私は民間の会社に勤めていて、それぞれの経理を見て知つて居るのですが、その化けもの化学になればなるほど逃げ道は幾らでもございせんか、それが化けもの化学の原価計算でございせんか。これはどうも農民の方が米価の計算なんかのときに非常に厳格に行われて、そうして工業の肥料の方の原価計算の場合は、わからないものだから厳格に行おうとしてもなかなか行えないのではないかと、そういう心配は感じてもらはせんか。

○渡部(伍)政府委員 原価計算はなかなかむずかしいのは御指摘の通りで報告をとりまして、これに基きまして、現実現場に行きましてその報告と原簿とを照らし合せまして詳細に調査いたしまして、大体原価の要素、原材料費、これはそれぞれの相場があります。その仕入れ方にもリベートの問題があつて、あるいは特約があつて、そこをめぐつて一つの原価算定のあれになるわけでは、それから労務費等についても、これもいろいろな給与の形で出ているものがあります。その算定とさらに今度は利潤なら利潤をどういふ基準できめたいか、こういう問題等非常にむずかしい問題がありま

す。これは数字は米の生産費を調べるよりもはつきりつかめるのであります。しかしその中にある程度の幅を持たしておる。これはいい会社ならいい会社ありますからむずかしいわけではあります。しかしそれは今申し上げましたように、報告と原簿との調査でそれを分解してつかんでおります。それともう一つは、結局先ほど来説明して参りましたように、二百五十万トンがらみのものから百七十万トンのものを生産するのに必要な工場のやつをとつておるから、その関係で、その中へ入らぬ、マル公に入らない工場は大へんなことになつて居るわけでありせんか。従つて全体としての会社の相当長期間の決算の状況を見ますれば、原価で正しかつたか正しくなかつたかということに判定ができるのであります。ただ最近の状況で非常に困難を來たして参りましたのは、合理化々々々といひ、合理化が進んでおりますけれども、石炭、電気、現在の労賃みんな上りファクターでありましたので、その上りのファクターを引けば、これは十八パーセントの表で見ただけですと、国内価格十貫当りずつと二十九年から下つてきておるわけでありせんか。一方原材料費とかその他は上つてきておるわけでありせんか、それを差し引くと実質的にはもつと下つておるわけでありせんか。お話のように原価計算は非常にむずかしいのであります。そういう結果、各社総まとめで相当長い毎期の決算を見ておると、工場の数が比較的少いものですから、私どもの原価方式が相当精査がきいておるのじゃないか、こういうふうにご考へておられます。

○石山委員 農林省の方がそういう機関をもつて現場をよくお調べになつて居るの知りません。ただこういうことは言へると思ひます。その会社の利潤に対しては、税務署みたいな有能な、長い間の経験を持った方々は、二重帳簿を作ろうが何しようがなかなかうまくつかむわけでは、しかしコストというものは、ある点からいへば全く商

為に属する問題なのです。法律的問題じゃないのです。ここに逃げ道が出てくるのです。ごまかしがきく、うそが言える、うそをつこうとする、ごまかしたいという本能が各経営者の中に当然生れてくるものなのです。それがわれわれ側の、たとえば農民の場合、野菜なら野菜をたくさん作って、これはうんと欠損になっていくわけですね。その償却の仕方なんか実にちゃんとかむことはつかまれているし、もうけもそのかわりちゃんとかまれているかもしれない。しかし損したのは、今までの農家の所得なんか調べてみますと、野菜とかそういうものはおおむね欠損の部分は把握されていない、取り上げてもらえていないのが事実なのです。片一方は非常に厳格に査定をされるわけでしょう。これが米価をきめる場合に米価にはね返ってくるわけですね。しかし各工場の生産費というのは、利潤その他は割合に把握できるけれども、コストというものには商行為の中に行われて、その会社の経営上のテクニクによって生れてくる。それから税金の対象と資産表の利潤を見てもわかるわけなのです。税金の対象になるものと資産表に現われてくる利潤というものはおのずから別個な考え方で見られていてもいいわけですね。そういうことを考えますと、この確定などのコストは調べ方がいろいろあるだろう、かなりりっぱにつかんでいられるだろうと思うけれども、そういう困難があるということをおわれわれは大きな原則の前に見ているわけなのです。それに対してどういふふうなつかみ方をやっておられるか。

○渡部(色)政府委員 これは法律の十
五条によりまして報告を徴し検査をすると同時に、法律十五條の第四項で「立入検査をする職員は、その身分を証する証票を携帯し、ていく。ですからこれは原簿を見る、伝票まで見るわけです。たとえば石炭なら石炭の購入費、コークスならコークスの購入費といふものはそこでおかまれている。しかしその取引の中に歩戻しとかかなんとか表面に出ないごまかいろいろな条件があります。しかしそれはほかの社と比べてみますとおのずから見当がつくわけでありませぬ。もしそういう歩戻しがあれば高く買っているわけですから、そこで査定する、こういうふうにして相当ごまかくやっています。これは御承知のように戦前、昭和十一年から重要肥料統制法というのでずっとやってきましたから、会社の方のそういう帳簿組織の整備もできておりますし、われわれの方にもベテランの検査官がおりますから、割によく見ているのじゃないかと思ひます。しかしながらなかなかむずかしい問題であります。ですから場合によつて、頭から査定して相当トラブルも起る、こういう問題も起つてきております。

○石山委員 それからコストと合理化というものは当然並行されていくわけですが、今われわれ合理化した結果というものは、おおよそ合理化でなかつたと思うのです。つまり増設というふうな経営方針の方が今までの産業界にはびつたりしていると思う。もちろん合理化をする意味でいろいろ新しい機械を入れてきたけれども、なぜ増設の形になつてきているかという、前の古いのがそのまま稼働しているわけですね。それがなぜかというとなれば売れ

るといふことなんですね。安い高いは別にして、作れば売れるということですね。そういう現象が起きてきた。だから生産能力がたとえばドイツよりも上回つて、一五%も最近ふえたとかいふのも私はそういう現象からきておると思ふ。真の意味のコスト引き下げの合理化は産業界で行われていないだろう。これは肥料の中にも私はあると思うのです。私のそばにも硫酸工場がありまして、私行つてみるのですが、これはやっぱりそうなんです。こういう点はほんとうにもう少し切り下げて、米価に見合う肥料の値段ということをお考えになるとすれば、やはり増設というふうな考え方は一べん捨ててもらつて、老朽はあまり動かさないといふところまで推し進めるといふ考え方で行政措置がとられなければ、コストは一般的に高いということにならざるを得ないのであります。しかも最近なまける現象ができていくというところは、今の工場へ行くと何もありませぬ。ほとんどふえていくというのです。ふえだつては荷もたれで少しようなくなつたのですが、今度はほとんどふえていく。今まで鉱山からの買付を控えておつたのですが、今度はほとんどハツパをかけて硫酸を購入していらぬじゃないかというのが私らの観測なんです。ですからコストをお考えになるならば、これはむごいことですよ。切り捨て処分、整理をしない、それは行政措置でやるというのですからむごいように聞かすすけれども、今の経済機構の中ではそういうふうな措置もとられなければ、なかなか米価に見合う肥料のコストが生まれてこな

いのではないかと。こう私は思つておりますが、そういう行政的な運用は現機構の中では可能なのでございますか。
○渡部(色)政府委員 お説のように今までは作れば売れた。作れば共通費が減りますからコストが安くなる、つまりせんだつて当委員会で川俣委員の質問があつたときにお答えいたしました。が、量産によるコストの低下とそれから技術的の合理化によるコストの低下の二つがあるわけですね。確かに今までの合理化と称される部分には、量産による合理化の部分が相当大きなウェイトを占めておりました。それは御指摘のように、今までは売れたからそれで済んだ。今はもう売らうとすればそれだけ見送らなければいけません、こういうことになつておられますから、いやおうなしにどうしても老朽施設を処置しなければいけません、こういう段階に來ているのであります。これはやはり行政措置だけでは十分でない面があると思ひます。今いろいろなケースを調べておりますが、あるいは立法措置が必要になつてくるのではないかと、まだ結論が出ておりませんけれども、そういうふうにお考えしております。

○石山委員 先ほど石田委員からも指摘されておりましたが、赤字出血という問題とそれからコストによるところの問題と、価格の維持という問題に対しては、ともすれば非常に資本の強い、合理化の進んだ会社だけが——これはわずかの差異であるかもしれませんが、非常にそのことによつて莫大な利潤を得るという、この会社にとつては妙味もあるわけですね。その特定の会社だけをもうけさせるための一つの行政措置とか約束事とか調整機関というものは、ある点から見れば消費者に対して、農民に対して不まじめだということにもなるようでございます。これから特に合理化は進むわけでございますから、そういう点は私は十分に注意をしていただければ、その弊害はとれるだろうと思ひます。しかしこれは何と申しまして、そういうやり方は資本主義のワケ内の一つの計画経済みたいなものから、いろいろな矛盾が生まれてくるのは私はやむを得ないと思つておるのですが、その矛盾を防ぐというのでもわれわれの研究なのでございますから、努めて矛盾をなくして、一般的な消費者に影響を与えぬ方策をこの際大いにわれわれ研究する必要があるのじゃないか。

〔委員長退席、笹山委員長代理着席〕

もう一つ企業の合理化の進行の中に、たとえばガスを持つてくる、これも新しい方法なんです。それからいやおうなしに系列化が進むわけですね。新しい機械をどうしても入れるとなれば、何といつても金融引き締めでございますからどうしても引き締めます。系列化の中にこういう現象が起きています。私のそばの会社には、技術と資本というものがあつてはいるわけなんです。たとえば名前を言うところと三妻と住友、これは一つの会社の中に競争してはいるわけなんです。片一方だけに力が強くてうまくなれば、技術はこつちだ、資本はこつちだ、そういう形で土着資本が既往の資本に系列化されていくわけですね。その系列化の中に相剋するわけでしょう、資本が違つた人間的配置が違つたのだから、その相剋がやはり経営に響いてくるし、労働

組合に対しても二元的な発言がなされ
ているわけです。ましてや経営にもそ
ういうことがないとは言いきれませ
ん。こういういわゆる合理化の方向と
いうものは、これは農林省の仕事でな
いでしょうか、おそれくこれは
通産省の方がほんとうの任務であらう
と思うけれども、ただそういう工場
は、私は小さい弱小工場、会社、そう
いうところにたくさんあるのじゃない
かと思えます。それがあればやはり一
本化されないものですから、どうして
もコストなんかでも——それはそれで
しょう、労働組合にも二元的な発言を
するのでから日々の営業にも操作に
もいろいろうまくいかない点があらう
と思う。そういうようなサボタージュ
みたいな、ブレーキをかけたような格
好で、そうでなくとも弱小会社のコス
トが高いところに低迷している一つの要
素があるのじゃないか。こういう点は
行政指導の中身かどうか、私は判定に
苦しみます。が、そういうふうにして
弱小の会社は今非常に困っているとい
うことですね。せつかくコストを切り
下げたいけれども、一つの経営方針が
一貫しないために——こういうものも
何かの形で、たとえば融資する場合の
一つの発言があるでしょう、開発銀行
から融資する場合の一つの発言もある
でしょうし、あるいは外国に輸出する
場合の認可の中における話し合いに
よっても十分われわれ側が言い得る機
会があるのではないか。そうでないと
非常に困難が起きてくるということが
予想されます。これはあなたから御説
明を願っても私もびんと受け取れない
説明になると思えますので、ただ私の
そばの土着資本として優秀であった一

つの会社が、合理化の進むにつれて系
列化の方向に向った、しかしその中で
は矛盾した二つの姿が現われてきて、
労働行政上から見てもあるいはコスト
の問題から見ても困難が起きつつあ
る。これは私のそばの一つの会社だけ
でなく、他の弱小会社にもそれぞれあ
るのではないか。こういうふうなこと
を念頭に置きまして、来年度なりの構
想を立てていただかないと、机上のプ
ランだけではコスト引き下げの問題、
合理化の問題は進まないのではない
か、私はこういう意見でございます。
○渡部(伍)政府委員 御指摘のように
膨大な施設とか、非常に精密な技術を
要するわけでございますから、資金と
技術がそろわなければ合理化がござま
せん。御指摘の工場では、過去おそら
く工場創立以来取り組んでやってき
て、ようやく軌道に乗りかかっておる
状態でありまして、これを一目も早く
やらなければ、それだけ赤が多くなる
からおかれてくる、こういうことにな
るわけでありまして。そういうわけであ
りますから、どうしてもこれは政府だ
けでもいかないわけです。技術を交流
するといましても、これは競争的立
場になれば、技術の援助というものは
なかなか本気になつてやりません。戦
争の始まる前には非常に秘密の工場で
ございまして、戦争中には資材の交
換から技術の交換全部をやつたので
す。そういう関係で確保工場では、比
較的ほかの工場に比べて交流がいいの
であります。やはり何と云つても自
分の本体のところは優秀なのを置いて、
第二陣をそういう援助に出します
から、いいかげんな提携では、弱小会
社の合理化を他人の助力に仰いで目的

を達することはできないのでありま
す。そういう意味からいまして、やは
り政府と確安業界全体が、これをど
うするかということに真剣に取り組ま
なければいけない。そしてそういう空
気はもう醸成されておりますから、こ
の一年間の課題ということになつてく
るのではないかと思ひます。
○石山委員 もう一つだけ伺います
が、この工業は非常に電力をたくさん
食う仕事であります。電力問題が——
たとえば東北電力、北陸電力のつまり
料金値上げという問題が出てきて、こ
れはまだ未決定であります。そうい
う方向をとつておる。コスト引き下
げの面に立ちふさがつておるのは、たと
えば私のそばの工場などは、電力問題
が相当大きく影響するのではないか。
今度の場合は、東北でも北陸でも、小
口が影響を受けるよりも、大口の使用
者が値上げに非常に大きく影響される
段階をとつておるようであります。そ
うしますとこれまた非常な苦境に追い
込まれていくのではないか。特に関西
とかこつちのように非常に合理化の進
んでいる土地と違ひまして、北陸、東
北の工場はどうしても弱小工場、弱小
会社と呼ばれると思ひますが、そこに
また電力値上げがあれば、当然これは
悪い条件が生まれてくると思ひます。
そういう点も一つ十分に考慮しなが
ら、一般の肥料というものも考える必
要があるのではないか、こう思つてお
りますが、農林省ではこの電力問題に
対して何かお話し合われていた経緯が
あります。

性にかんがみて値上げは絶対反対、こ
ういうので交渉しておるのでありま
す。ただ何といひますか、動力用の電
気だけであればよいのですが、電解に
なればこれは非常に陳腐な施設の標本
でありますから、こういうところがや
はり企業合理化のねらいどころになる
わけでありまして、そういう点はそ
ういう点で別途合理化の線を進めたい
と存じております。
○釜山委員長代理 午前中の質疑はこ
の程度にとどめます。
午後零時十五分休憩
〔休憩後は会議を開くに至らな
かった〕
〔参照〕
商標格安定法の一部を改正する法
律案(内閣提出第九〇号)に関する報
告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十三年三月十五日印刷

昭和三十三年三月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局